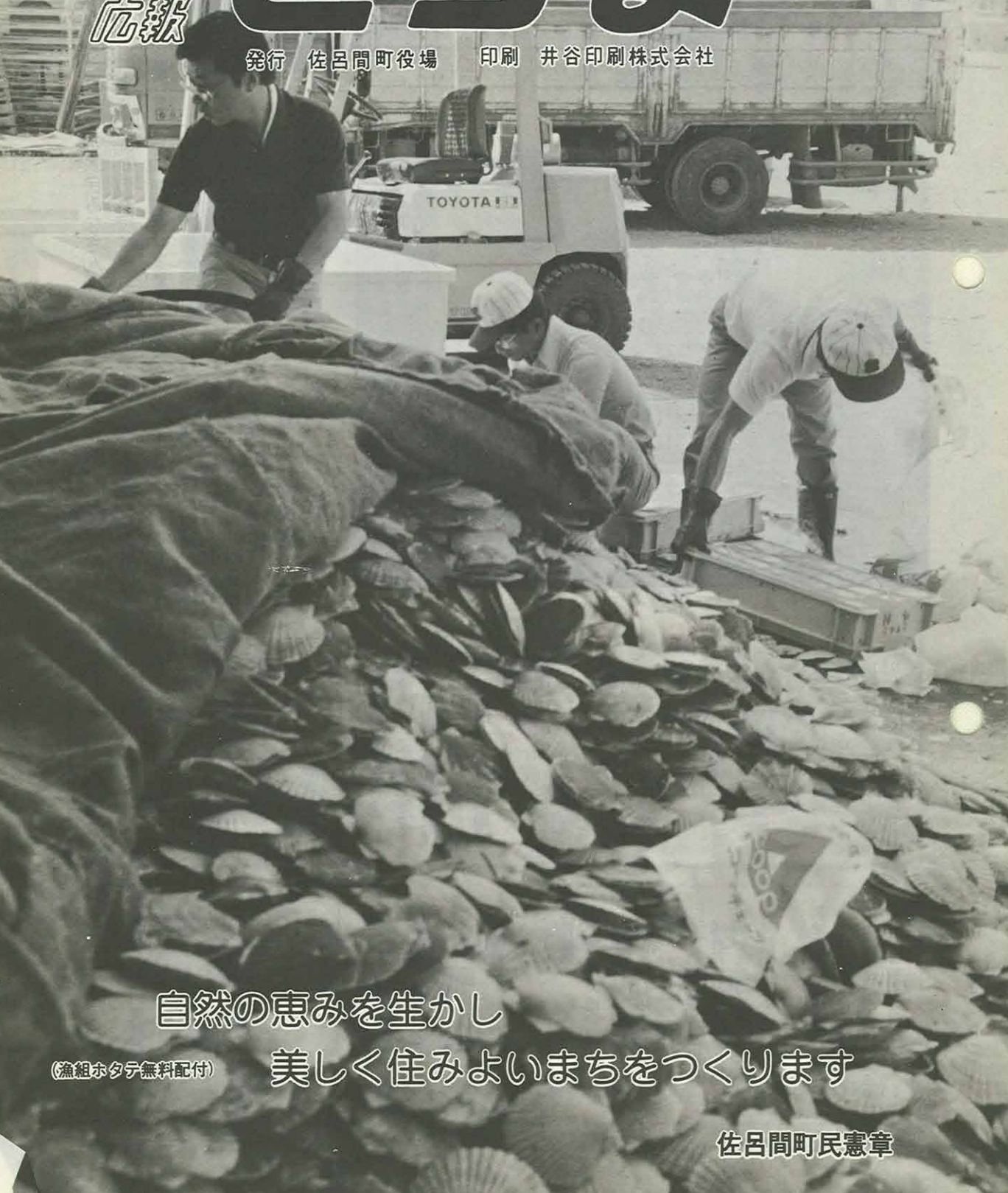




さるま^{57/6}

第 296 号

発行 佐呂間町役場 印刷 井谷印刷株式会社



自然の恵みを生かし

(漁組ホタテ無料配付)

美しく住みよいまちをつくります

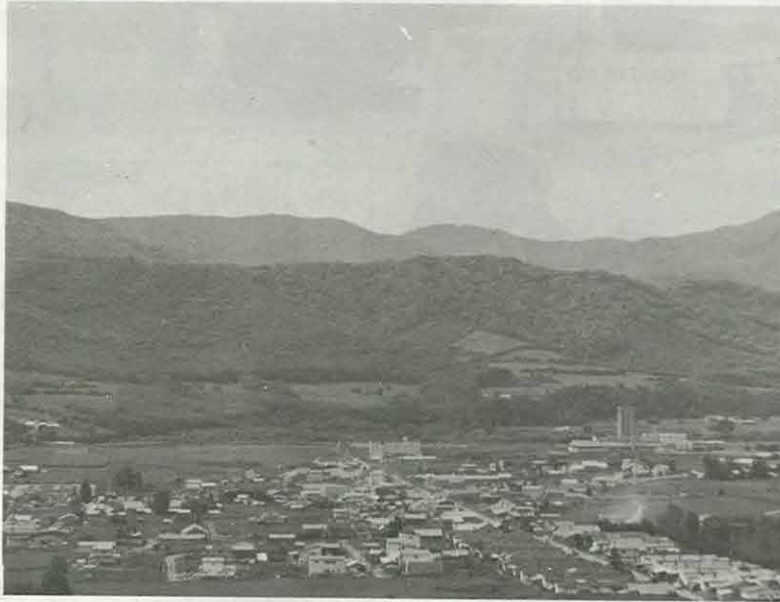
佐呂間町民憲章

住みよいまちづくりのために

基盤整備計画

町民みなさんの福祉向上を基本理念として、佐呂間町の発展すべき方向を踏まえた将来目標と、その目標を達成するための施策の方向を定めた、「佐呂間町総合計画」が策定されましたことは、町広報五月号でお知らせ致しました。

今月号では、総合計画五つの柱の最初に謳われております「基盤整備計画」の概要についてお知らせします。



〈基盤整備計画〉

佐呂間町は、雄大なサロマ湖、緑豊かな森林、地味肥沃な田畑など、豊かな自然と山海の資源に恵まれており、まだまだ発展の可能性と開発の余地を秘めています。この恵まれた環境を活かしながら、将来に向けて安全で快適な生活と、活力ある産業活動の進展を

はかるために、資源の有効利用や交通通信体系の確保など、私たちが生活する上での基礎的條件の先行的な整備を、自然環境保全との調和をはかりながら総合的に進めていこうというのが、基盤整備計画です。

基盤整備計画には四つの基本的

施策があり、それぞれがさらに細分化され計画が進められます。

一、土地の有効利用

〈基本方向〉

土地は生活を営むための共通の基盤であり、限られた資源でもあります。

わたしたちは雄大なサロマ湖をはじめとして、緑豊かな大自然に恵まれた環境の中で生活しています。

しかし、より快適な生活環境や生産の場を確保し、すぐれた郷土を後生に引き継ぐためには、土地需要の増大に対応した総合的かつ計画的な土地利用を進める必要があります。このため、大自然との調和と地域の特性に応じた土地利用のより有効的展開と適正利用を推進します。

目 標

恵まれた自然環境の保護保全に努めながら地域の特性に応じた総合的かつ計画的な土地利用を推進し、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展をはかっていきます。

主要施策

(1) 土地利用の総合調整

佐呂間町土地利用計画を策定し適正な土地利用への誘導をはかる。

(2) 土地利用の規制と適正化

国土利用計画法及び各関連土地制度を厳正に適用し、秩序ある土地開発を促進する。

(3) 地籍調査の推進

地籍調査事業を推進し、土地利用現況の正確な把握による有効かつ適切な利用を促進する。

〈佐呂間町総合計画〉

自然の恵みを生かし美しく

(4) 未利用地の有効利用
未利用地・低利用地の調査開発を積極的に推進し有効利用をはかる。

二、水の有効利用

〈基本方向〉

水は自然や社会環境の維持形成と、生物生命の維持など私たちの日常生活とは切り放せない最も基礎的な資源です。

この大切な水をいつでも十分な量を使えるようにするには、水の需要動向に配慮した水源の確保と有効利用をはかることが必要です。

このため、長期的な展望に立つた水需要の的確な把握による水利の総合的な調整と合理化、水資源の保全と開発を進め、生活、産業用水の安定確保に努めます。

目 標

増大する水需要に対応した、長期的かつ総合的な計画に基づく水利の推進と水源の確保に努め、生活及び産業用水の安定的拡大をはかる。

主要施策

(1) 総合的な水利利用の推進
各種計画に基づく水需給の調整に努め、総合的、計画的な水利利用を推進する。

(2) 水利利用の合理化

水資源の重要性についての認識を高め、浪費の抑制など合理的な水利利用の促進に努める。

(3) 水源確保

森林の水源涵養機能の保全拡大と河川環境の保全とともに資源開発に努め水源の確保をはかる。

(4) 水供給施設の整備

生活及び産業用水供給施設の整備を促進し、水供給の円滑化と合理化に努める。

三、交通通信の確保

〈基本方向〉

産業経済の振興に重要な役割を持つ道路網の整備促進に努め、さらに道路の維持管理および冬期間の除排雪体制の充実強化による交通の円滑化と通年交通の確保をはかります。

私たちの足として欠くことのできない交通機関は、国鉄湧網線の存続を強く要請確保するとともにバス路線確保と円滑な運行をはかり、これらを有機的に連携する交通体系の形成に努めます。

また、日常生活の情報文化の向上をはかるため、電話未架設世帯テレビ受信難視聴世帯の解消促進に努めます。

目 標

●生活と生産活動に密着した道路の整備促進と維持管理体制の強化など、道路交通機能の充実はかり交通の安全と円滑化に努める。

●町民の重要な交通手段である国鉄およびバス輸送機関の確保に努め、交通便利の向上をはかる。

●増加する電力消費の安定確保による産業の進展と生活水準の向上をはかる。

●電話未架設世帯およびテレビ難視聴世帯の解消に努め、情報文化の向上を促進する。



若里湖岸道路

電力需要に応じた施設の増強による安定供給の確保をはかる。

一般加入電話の増設と未架設者の解消促進に努め、さらに公衆電話の増設を要請する。

③テレビ難視聴解消の促進

町内に散在するテレビ放送受信
難視聴地域の解消促進に努める。

四、国土保全の強化

〔基本方向〕

保安林の整備、治山施設の拡充、河川改修、湖岸保全施設の整備など国土保全の機能を高め自然災害の防止に努めます。

また、土地の適正利用と緑化運動を推進し、自然環境の保護、保全に努めます。

目 標

治山治水事業の促進による国土保全機能を高め、自然災害の未然防止と自然環境の保全に努め、生

活の安全性の向上をはかる。

主要施策

(1)山地保全機能の強化
保安林の整備管理の強化および
各種治山事業を促進する。

(2)河川整備の促進
治水事業の推進と維持管理の強

化とともに、地域住民の自主的
管理組織活動の育成に努める。

(3) 湖岸保全の強化
サロマ湖岸線の自然環境を保全

●主な計画事業

〈水の有効利用〉

- ・ 水利用計画の樹立
- ・ 水源涵養林の拡充

〈交通通信の確保〉

- ・国・道・町道の整備
- ・農道の整備
- ・自動車道新設要請
- ・除排雪機械の整備
- ・道路愛護組合の育成
- ・国鉄湧網線の存続確保の要請
- ・民営バス路線の確保
- ・町営バス停留待合所の整備
- ・難視聴地域の解消促進

〈土地の有効利用〉

- ・佐呂間町土地利用計画の策定
- ・市街地開発整備計画の樹立
- ・地籍調査事業の実施

〈国土保全の強化〉

- ・保安林の整備拡充と管理の強化
- ・治山事業の促進
- ・河川改修工事
- ・明渠事業の促進
- ・普通河川の維持管理の強化
- ・湖岸浸食防止事業の促進
- ・自然保護対策の推進
- ・緑化運動の推進

するため、浸食防止工事など保全施設の整備を促進する。

(4) 自然環境の保全

①自然の保護

自然保護法など関連規制法の適正な運用により、乱開発の未然防止と保護対策の推進をはかる。

②生活環境の緑化

市街地における公園緑地の整備をはじめ、公共施設、一般住宅地などの緑化を推進する。

	町政日誌
5月	飲酒運転街頭指導
4日	牧野利用組合長会議
6日	家畜まつり実行委員会
6日、8日	畜犬登録狂犬病予防注射
7日	道営畑総浜幌地区期成会総会
〃	遺族会役員会
〃	第2回寿大学
10日	例月出納検査
11日、12日	自治会懸案事項現地踏査
12日	商工会通常総会
14日	第2回使用料調査専門委員會
16日	第25回公園まつり
17日	植樹祭
18日	第3回寿大学
19日	社会福祉協議会總會
20日	日赤佐呂間分区推進會議
22日	民生委員會会長會議
22日	猷魂祭
24日	農漁村結婚相談員推薦會
25日	林業公社取締役會
〃	觀光協會役員會
26日	第8回農業委員會
〃	東紋東部農業改良普及所推進委員會（3町合同）

保険料免除の

手続きは

お早目に

国民年金の保険料は一カ月五千二百二十四ですが、失業や少収入などのために、保険料の納付が困難な方は、申出によっては保険料が免除されることがあります。

七月までに手続きをすれば、今年の四月分から向こう一年間は有効です。

保険料が免除されても、障害年金などは納めた人と同じの額を受けられますから、滞納のままにせず、必ず役場年金係に免除の申出をしてください。

ただし、老齢年金は、免除を受けた期間だけ三分の一に減らされますが、その後、保険料を納められるようになったときは、十年まえまでさかのぼって旧料金で納められます。

国民年金

誕生月には

現況届を

しましょう

現況届は、国民年金を受けている方が、引き続き年金を受けられるかどうかを調べる大切な手続きです。その提出を怠ると、年金の支給を止められることがありますから、ご注意ください。

現況届の用紙は、誕生月に社会保険庁から送られて来ますので、必要な事柄をご記入のうえ、役場住民係で証明を受けて、社会保険庁へ返送してください。

誕生月には
現況届をしましょう。

税のしるべ

◎グリーンカードとは

利子・配当所得等について、現在、二通りとなっている総合課税と源泉分離選択課税を、税負担の公平を図るため、昭和五十九年から総合課税に一本化されます。

また、マル優や特別マル優、郵便貯金の非課税貯蓄の限度額は、一人それぞれ三百万円、合計で九百万円ですが、適正な課税を行うためには、非課税限度額を正しく管理することが必要となります。このために設けられたのがグリーンカード（正しくは、少額貯蓄等利用者カードといえます。）で、昭和五十九年から実施されます。

① マル優、特別マル優を利用しようとする場合は、金融機関等の窓口で、カードにその店舗で今後預け入れようとする最高限度額などを記入して提示し、確認を受けることが必要となります。カード制度が実施されますと、現在、税務署に提出されている非課税貯蓄申告書は不要となります。

②

郵便貯金は、預け入れの際にカードを提示し、貯金通帳や証書にカードの交付番号の記載を受けると非課税扱いになります。

③

カードの交付番号の記載を受けた貯金通帳等によるその後の預け入れについては、カードの提示は要しないこととされています。

カードの交付申請は、昭和五十八年一月から、税務署のほかお近くの郵便局や金融機関等の窓口でできますので、印鑑と住民票の写しを準備してください。



7月の納税は

国民健康保険税(一期)です

忘れずに納税して下さい。 = 7月26日 =

交通事故を防ぎ安全で 美しい地域づくりを目指す

＝ 佐呂間町交通安全対策本部会議 ＝

佐呂間町交通安全対策本部会議が六月十四日に開催され、昭和五十六年度事業経過報告並びに昭和五十七年度町内交通安全対策事業計画について審議がなされました。

一、昭和五十七年度の交通安全の推進方向について

町交通安全対策本部を中心に町民皆様及び各関係機関、団体等の御協力のもと、交通安全対策の展開をはかってまいりました。昨年度内の交通事故の発生状況は件数十五件で四件減、傷者は二十六名で一名増でありましたが死者はなく、交通事故死ゼロ五〇〇日を達成する成果を収めることができました。

しかし昨年度北海道の交通事故による死者は五〇一名と依然として全国一であり、本町にあっても幸いにして死者はないものの事故件数が決して減少してきているとは云えない現状で、特に町内での飲酒運転による違反者が後を断たない憂慮すべき事態にあります。

したがって昭和五十七年度の「交通安全は家庭から」運動の推進を一層強化し、家庭・地域ぐるみによる町民一人一人が「丸」となつて事故防止をはかると共に、女性ドライバーや若者に対する安全運

転指導と各企業・事業所に対する職業運転者等の安全運転の実践の推進と併せ、安全でクリーンな交通環境を確保するため、車から空カンなど捨てない運動の浸透を図り、交通事故のない「安全で美しい地域づくり」を目指した積極的な運動の展開をはかってまいりますので皆様方の御協力を切にお願い申し上げます。

二、昭和五十七年度交通安全運動目標

町対策本部における交通安全運動対策として二大対策・三大運動を柱に交通事故防止の推進を図り各関係機関、団体等と連携した住民総ぐるみ運動として積極的に推進する。

- ◎「交通安全は家庭から」運動
- ◎交通安全教育の推進
- ◎「シートベルト着用」の普及
- ◎スピード・ダウン運転の徹底
- ◎「薄暮時の早目点灯」の励行
- ◎「クリーン・ロード」の促進

三、交通安全対策事業

1 交通安全思想の啓発運動の推進

交通安全思想の啓発と交通道徳の確立による町民の交通事故防止への自覚と認識の高揚をはかることが、交通安全への基本的要件であり、次の対策を推進する。

- ①交通安全設定の指導啓発
- ◎毎月一日と十五日の街路指導と巡回啓発の実施。
- ②こどもと老人の交通事故防止指導の推進
- ◎新入学(園)児童に対する正しい交通ルールの指導。
- ◎昇大学及び老人クラブに対する交通指導。

- ③交通安全教育、自転車教室を通じて学校教育における安全教育の推進
- ◎交通安全青空教室、幼稚園、保育所、小学校、中学校各学校毎で実施。
- ④交通安全教材の配付
- ◎各小中学校、自転車用スコッチ及びカバン用反射材。
- ◎夜光反射材の配付(老人用)

- ◎歩行者の夜間における事故防止をはかるため、夜光反射材を老人クラブに配付。
- ◎町民の交通安全思想の普及と推進
- ◎町広報及びチラシ等による安全

思想の普及をはかると共に立看板を設置し、事故防止への啓発をはかる。

- ◎町指導車による町内巡回指導。
- ◎交通安全旗の設置 五〇〇本。
- ⑤交通事故死ゼロ八〇〇日目標達成運動の展開

◎五十八年二月七日に町内での交通事故死ゼロ八〇〇日目標が達成されます。この間悲惨な事故のないよう御協力願います。

- ⑥「交通安全は家庭から」運動の実践の促進
- ◎家族ぐるみで安全意識が高められるよう町広報及び自治会活動並びに各機会を通じて啓蒙活動を促進する。

- ◎街頭指導を通じてチラシ、パンフレットなどを配り、交通安全の浸透を図る。
- ⑦交通安全婦人団体の育成
- ◎こどもと老人の交通事故をはじめ、家庭内における交通安全意識の高揚を図るためには、婦人の果たす役割が最も重要であるところから「交通安全は家庭から」を更に地域に発展させ、婦人が中心となって交通安全活動が組織的に展開できるよう育成を図る。

2 交通安全全期別運動実施期間及
び重点目標

① 通年運動

交通安全道民総ぐるみ運動及び事業の共通重点事項として実施する。

② 「交通安全は家庭から」運動

家族ぐるみで安全意識を高め家庭から交通事故の加害者や被害者をださない日ごろの家族の話し合いが大切であり、又あらゆる機会を通じて訴えることとし、またとくに広報活動を最大限に活用して運動の浸透をはかる。

③ 「黄色い旗の波」運動

道路交通にかかわるすべての人びとに注意を促し、安全を呼びかける黄色の安全旗、のぼりをできるだけ多く設置し「黄色い旗の波」を形成すると共に、これらの効果的活用を通じて広く住民の交通安全意識の浸透を図る。

④ 二大対策

① 青少年ドライバー対策

青少年ドライバーの交通事故防止を図るため、青少年団体を主体とした自主的活動を促進する。

② 子供・老人対策

幼稚園、小中学校及び老人クラブ等に対する交通安全教室と歩行者、自転車に対する街頭指導の推進を図る。

③ 三大運動

① シートベルト着用運動

町対策本部及び各関係機関、団体との街頭における着用指導とシートベルト着用推進事業所の拡大と活動の促進を図る。

② スピード・ダウン運動

スピード・ダウンキャンペーンの展開及びスピード・ダウン推進事業所の拡大と活動の促進を図る。

③ 車輛の早目点灯運動

薄暮時における交通事故防止を図るため、車輛の早目点灯を行い他の車輛や歩行者に注意させることと、運転者自らの安全意識の高揚を図る。

④ 期別交通安全運動

交通事故発生傾向、特徴等を踏まえ、年間に実施する運動の時期及び重点を計画的に設定し、道民総ぐるみ運動として強力に推進する。

⑤ 春の交通安全道民総ぐるみ運動

- ・ 期間 四月六日～四月十五日
- ・ 重点 歩行者、特に子供と老人の交通事故防止・安全運転の確保
- ① 事故多発期の交通安全特別運動
- ・ 期間 五月一日～五月三十一日
- ・ 重点 無謀運転の防止・歩行者、自転車利用者の交通ルールの遵守
- ② 夏の交通安全道民総ぐるみ運動
- ・ 期間 八月一日～八月十日
- ・ 重点 暴走運転の防止・暴走族の追放・歩行者の交通事故防止
- ③ 秋の交通安全道民総ぐるみ運動
- ・ 期間 九月二十一日～九月三十日

日

- ・ 重点 自転車の安全利用の促進歩行者、特に子供と老人の交通事故防止
- ④ 輸送繁忙期の交通安全特別運動
- ・ 期間 十月十一日～十月二十日
- ・ 重点 過労・過積載運転の防止・飲酒運転の絶滅・歩行者等の夜光反射材着用の徹底
- ⑤ 冬の交通安全道民総ぐるみ運動
- ・ 期間 十二月一日～十二月十日
- ・ 重点 スリップ等の交通事故防止・飲酒運転の絶滅
- ⑥ 冬道を安全に利用する特別運動
- ・ 期間 五十八年二月一日～二月十日
- ・ 重点 道路除排雪の徹底・違法迷惑駐車等の追放
- ⑦ 交通事故抑止特別対策

- ・ 交通安全死亡事故の集中多発が予測される時期をとらえて関係機関団体を中心に住民の総力を結集した幅広い特別対策を展開し、交通事故の抑止を図る。
- ⑧ 飲酒運転防止対策
- ・ 町内での飲酒運転者が後を断たず極めて憂慮すべき現状にあり、地域ぐるみでの防止の推進を図る自治会、団体等の組織を通じての啓蒙活動を推進する。
- 3 交通指導員による街頭指導の強化
- ・ 積極的な街頭指導により交通秩序の保持と道路交通法規の完全遵守を推進する。
- ④ 交通指導員の資格の向上と指導技術の研鑽に努め、交通指導員指導要項に基づく指導を体得し任務の遂行を期すると共に交通安全行事、安全運動に積極的に参加し、地域住民の指導に努める。
- 4 運転者教育の徹底と安全運動の励行
- ・ 交通事故の殆んどが交通法規を無視し、人命を軽視した無謀運転から生じているところなので各講習会等を通じて、運転者の交通道德の高揚と交通法規の遵守の向上による安全運転の励行を図る。
- ・ 道路交通法規講習会の開催。
- ・ 免許証更新時講習会の開催。
- ・ 安全運転管理者、事業所責任者による職場指導及び車輛管理と監督の強化を図る。
- 5 交通安全環境の整備促進
- ・ 歩行者の通行安全、車輛の安全運転が確保される交通環境を実現するため、交通安全施設、交通規制の整備促進を図る。
- ⑦ 道路、橋梁、通学路の安全確保を推進するため危険箇所の整備点検を図る。
- ① 道路標識、道路標示、反射鏡等交通安全施設の点検と整備確保に努める。
- ② 道路環境の整備と必要箇所への交通規制の促進を各関係機関に要請し、その実現をはかる。

守を推進する。

⑤ 違法駐車等の指導排除と駐車場の利用促進をはかる。

④ 交通指導員の資格の向上と指導技術の研鑽に努め、交通指導員指導要項に基づく指導を体得し任務の遂行を期すると共に交通安全行事、安全運動に積極的に参加し、地域住民の指導に努める。

4 運転者教育の徹底と安全運動の励行

交通事故の殆んどが交通法規を無視し、人命を軽視した無謀運転から生じているところなので各講習会等を通じて、運転者の交通道德の高揚と交通法規の遵守の向上による安全運転の励行を図る。

・ 道路交通法規講習会の開催。

・ 免許証更新時講習会の開催。

・ 安全運転管理者、事業所責任者による職場指導及び車輛管理と監督の強化を図る。

5 交通安全環境の整備促進

歩行者の通行安全、車輛の安全運転が確保される交通環境を実現するため、交通安全施設、交通規制の整備促進を図る。

⑦ 道路、橋梁、通学路の安全確保を推進するため危険箇所の整備点検を図る。

① 道路標識、道路標示、反射鏡等交通安全施設の点検と整備確保に努める。

② 道路環境の整備と必要箇所への交通規制の促進を各関係機関に要請し、その実現をはかる。

6 被災者救済対策の推進

交通被災者及びその家族を救済するため、交通事故相談及び交通事故紛争処理センターの利用と交通災害共済への加入促進を図る。

⑦ 交通事故紛争処理センター及び支庁交通相談所の積極的利用と巡回相談所の利用促進を図る。

・ 網走支庁交通事故相談所

・ 場所 網走市北七条西三丁目(網走支庁総務課交通安全係内)

担当者 河村正男相談員

① 管内交通安全共済への加入促進

・ 網走支庁管内町村交通安全共済組合への加入促進による被害者救済をはかる。

飲酒運転の追放



まちの話題

「兄んちゃん」

公演に感動

五月十五日、町民センターで統一劇場のみなさんによるミュージカル「兄んちゃん」の公演が行なわれ、観客を感動の渦の中に巻き込みました。

この公演は、本町の「ふるさとに根づく会」の主催により行なわれたものです。

会場には子供からお年寄まで大勢詰め掛け、私たちにも身近な問題でもある、現代の農村社会問題をテーマとして繰り広げられたこの公演に、団員のみなさんともにも泣き笑いして、普段ではなかなか体験することのできない劇団公演を楽しみました。

なお、主催者の「ふるさとに根づく会」からみなさんにお礼のことが届いておりますのでお知らせします。

みなさまへ

去る五月十五日のミュージカル「兄んちゃん」の公演にあたり、



町民の皆様の温かい御支援と御協力をいただき、無事成功のもとに幕を閉じられた事に對しまして、主催「ふるさとに根づく会」実行委員一同御礼申し上げます。

今回の成功を心の糧として「ふるさとに根づく会」は「より良いふるさとづくり」を目標にして、今後も活動を続けていきたいと考えておりますので、町民の皆様の一層の御支援・御協力を御願い申し上げます。

「ふるさとに根づく会」

代表 田宮 英明

第二十五回 公園まつり

五月十六日第二十五回公園まつりが佐呂間小公園で行なわれました。

当日は青空が広がり絶好のまつり日和となり、恒例の飲み放題食べ放題・ビックリ市・特価大バザーなどに大勢の人たちがあつまりました。

また会場ではギネスブックに挑戦と銘打って、鉄棒ぶらさがり、縄とび・コーラ早飲みが行なわれ子供たちが記録に挑戦していました。

さらに、昼からはカラオケのど自慢大会が開かれ、二十一名が参加し一等賞品の自転車を目指して自慢のどを披露しました。



8月22日(日)

町民大運動会

*家族そろって参加しましょう



お知らせ

町や関係機関からの
お知らせ、行事の案
内をのせています。

道政相談業務に ついて

昭和55年度より実施してまいりました「くらしの法律相談」は昭和57年3月31日をもちまして、業務を完了させていただきましたのでお知らせ致します。

なお、昨年度より、北海道道民相談員を配置し道の仕事についての意見・要望・または苦情・照会などお受けし、その相談に応じ、みなさんのご要望にお答えしておりますので、お気軽にご利用下さい。

●相談等の受付

相談等は口頭、電話または書面によって受け付けます。

●利用時間

十時～十六時(月～金)
十時～十二時(土)

●相談等の受付場所

網走支庁広報青少年係

☎一五二四・四一七

七(内線二二六・二二

一七)

●受付時間

十時～十六時(月～金)
十時～十二時(土)

●相談等の申し出人が不利益にならないよう、当該事項の秘密保持については十分留意致します。

自衛官募集

●募集種目

二等陸士

二等海士

二等空士

●身分

国家公務員特別職

●資格

心身共に強健な満18才以上25才未満の者

●待遇

初任給俸給月額(現金)九六、二〇〇円

●現物給与

衣食住無料支給約四七、四四一円。

●ボーナス

年三回 約四・九ヶ月分

●退職金

一任期目(二年目)一〇〇日分
(陸上の場合)二任期目(四年

自)二〇〇日分

●受付場所

自衛隊旭川地方連絡部遠軽募集事務所 ☎〇一五八四・二一六六
一六で常時行なっております。

テレホンマナー その1

上手な電話のかけ方

① 6つのポイント

① かける前に電話番号を確かめましょう。

② 用件は前もってきちんと整理しておきましょう。

③ 相手が出たら一番先に自分の名前を名のりましょう。

④ 相手が目の前にいる気持で話しましょう。

⑤ 間違えてかけたときはひとことおわびをしましょう。

⑥ 長い電話は相手の都合を聞いてからにしましょう。

中湧別電報電話局

住みよい環境づくり

「花いっぱいコンク

ール」実施要領

花いっぱいのはしきは、人の心にゆとりとうるおいをもたらす明るいなかやかな環境をつくつてくれます。

住みよい環境づくり運動の花いっばいの輪は年ごとに広がっています。

す。生活周辺の美化運動として花と緑いっぱい豊かな環境づくりに取り組んでいる事例を募集して

広く紹介し、花の輪をさらに広げ明るく住みよい環境づくり運動をいっそう推進しようとするものです。

●募集期間

昭和五十七年六月二十日～八月二十日まで

●募集対象

学校の部(小・中・高校)
地域・職域の部(町内会・自治会
職場他)

●応募方法

参加申込書により六月から八月頃までのカラー写真五～十枚に見取図をつけ社会福祉協議会(役場民生課)に提出して下さい。

●発表

入賞発表は「社協だより」等で行ないます。

●応募申込書類

写真等は主催者が保管し、お返しいたしませんので御了承下さい。

税務職員(税務大学

校普通科研修生)募

集

税務職員(税務大学校普通科研修生)は、国家公務員採用初級試験(税務)の合格者の中から選考

7月25日(日)

サロマ湖観光まつり

*幌岩キムアネップ岬



します。

受験資格

昭和三十七年四月二日(昭和四十一年四月一日生れの方)

申込受付期間

昭和五十七年七月七日(水)～同年七月十六日(金)(郵送の場合は七月十六日までの消印あるものに限りません。)

申込先

人事院北海道事務局(札幌市中央区大通西十丁目 札幌第二合同庁舎)

第一次試験

昭和五十七年十月三日(日)教養試験
適性試験及び作文試験

第二次試験

昭和五十七年十一月中旬～十二月上旬の間の一日人物試験及び身体検査

合格発表

昭和五十七年十二月中旬

採用

合格者の中から選考の上国税局から内定通知し採用は昭和五十八年四月一日に行ないます。

研修

採用後、税務大学校地方研修所(札幌又は東京)へ入校して、普通科の研修(全寮制度)を約一年間受けることになります。

なお、女子の入校する研修所は東京又は大阪のいずれかになります。

昭和五十七年度

林野火災予防

ポスター・標語 入選者発表

先に募集致しました林野火災予防に関する作品について、今般審査が行なわれ入選者が次のとおり決定致しました。

小中学生のみなさんの多数の御応募ありがとうございました。

(ポスターの部)

◎優秀賞

若 小五年 宇佐 晴江
若 小六年 長岡 美奈

若 中一年 今部 禎子
若 中一年 青野 幸代

若 中一年 田中ひろみ

◎佳作

若 小四年 蓬田 雪枝
若 小五年 福田 幸嗣

若 小六年 嵐 和彦
若 小六年 上伊沢曉彦

若 小六年 長瀬恵里子
若 小六年 向井志津子

若 中一年 山下 隆之
若 中一年 政岡 哲也

若 二年 本宮 憲貴

(標語の部)

◎優秀賞

・山火事は緑の山をゼロにする。
若 小六年 柳原亜紀子

・山火事は人の苦勞と緑の死
若 小六年 田宮 昇

・緑の木育つは百年燃えるは一瞬
若 小五年 高瀬真理子

・山の火事だすのはあなた
若 小五年 高瀬真理子

・山火事は他人
若 小五年 酒井 理恵

・山の中小さなマナーも
若 小五年 酒井 理恵

・大きな役割
若 小五年 酒井 理恵

・口先より態度で示そう
若 小五年 酒井 理恵

・山火事注意
若 小五年 酒井 理恵

・浜佐呂間中三年 門 かおり

・浜佐呂間中三年 富田 福栄

・口先より態度で示そう

・山火事注意

・浜佐呂間中三年 門 かおり

七月一日は

「国民安全の日」です

「国民安全の日」は、国民の一人ひとりが、その生活のあらゆる面において施設や行動の安全について反省を加え、その安全確保に留意し、これを慣習化する気運を高め、産業災害、交通事故、火災など国民の日常生活の安全をおびやかす災害の発生の防止をはかるため創設されたものです。

昭和五十五年における子供(十四歳未満)及び老人(六十五歳以上)の事故死亡者数は約一万三千

人であり、これは、事故による死亡者総数の約四五%に当たっています。

また、過去五年間の割合を見ると、昭和五十五年と昭和五十一年は四二%、昭和五十二年と昭和五十三年は四三%、昭和五十四年は四四%と増加の傾向を示しています。このため、子供と老人の安全対策を重点として本年の「国民安全の日」が進められます。

町民のみなさんにもこの機会に「安全とは？」ということに対して、もう一度考えてみてはいかがでしょうか。

交 差 点

▶昭和57年度交通事故発生状況

(5月末現在)

発生件数	2	(5)
死者	0	(0)
負傷者	2	(11)

()内56年同期

▶交通事故死ゼロ800日目標

達成日 昭和58年2月7日
5月末現在 548日です。

▶昭和57年度交通安全標語入選作

気をつけよう車のくる道こわい道
(佐呂間小 佐藤 順治)
踏切りで汽車とすもうは命とり
(栄 小 五味志津江)
運転は頭スッキリ健康で
(浜佐呂間中 渡辺 愉弥)

“サロマ湖を 皆んなで守ろう”

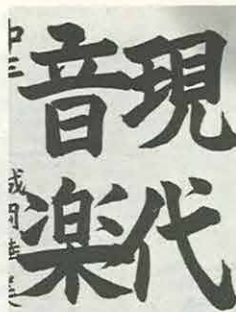
赤潮などの発生要因
リンを含む家庭用合成洗剤の
使用を自粛しましょう



七月例題 「夏の海」 「朝晩」
八月例題 「八月」 「西日」

ぼくとわたしの作品

今月は、幌岩中学校のおともだちの作品を紹介します。



のびのびとした力強い字です。
睦美ちゃんの性格がよく表現されています。



まとまっけていてよいのですが、
少し元気がたりないようです。



「学校の近くの風景」
三年 本田 由美
草や木々の中での生活がこまかく描かれています。



「学校の近くの風景」
三年 宮島 尚美
田園の広がりがよく表現されています。

<ご存じですか？>



わたしたちは、ふだん水道やガス、電気の使用量をチェックしたり、洋服の寸法を計ったり、はては減量作戦の効果のほどに一喜一憂したりさまざまな「計量」をしながら生活しています。

「長さ」や「重量」「温度」「大きさ」「時間」などの正しい計量こそ、ムダのない合理的な生活への第一歩といえます。
使って安心

計って正確

わたしたちの日常生活を見ても、いろいろな活躍しています。身近なところでは、ヘルスメーターや調理用ばかりではありません。ところどころ、これらの計量器が果たして正確かどうか、性能はどうかという判断は、わたしたち消費者には、なかなかできません。



そこで、わたしたち消費者に代わって、国が一定の技術上の基準を設けて、その基準に適合したものについてのみ「合格証」を付けさせる制度があります。これは「家庭用計量器制度」と呼ばれ、必要に応じて立ち入り検査や試買検査を行ない、国の決めた技術上の基準が守られているかどうかを監視するものです。

販売業者は、原則としてこのマークのついていない計量器を扱ってはいけないことになっています。

現在、この制度の適用を受ける家庭用計量器は、ヘルスメーター、調理用ばかり、乳児用ばかり、板付きガラス製温度計、バイメタル式温度計（針の動きによって温度の目盛りを指めす方式のもの）、ニメートル以下の繊維製および合成樹脂製の巻き尺の六種類です。

お買い求めの際は、このマークがついているかどうかお確かめ下さい。

Smokin' Clean

たばこは灰皿の

あるところぞ...



ちょっとした心づかいも味のうち

国鉄乗車券は
佐呂間駅で
買いましょう！

(湧網線の利用度を高めるため御協力を)

遊漁による事故の防止について

最近、遊漁による事故やその行き帰りにおける交通事故が多発しておりますので次の点に注意しましょう。

- 一、遊漁を計画する場合には次のことに注意すること。
- (1) 目的地の天候状況及び波浪、潮の干満時刻等の海象状況並びにいそ場等の立地条件。
- (2) 目的水域における遊漁に関する関係法令による遵守事項。
- 二、遊漁船等への乗船及び乗船中においては次のことを守ること。
- (1) 船長の指示に従うこと。
- (2) 定員を守ること及び定員の表示のない釣り船等には乗船しないこと。
- (3) 救命衣は必ず着用すること。
- (4) 酒類及び正常な活動や判断を妨げるおそれのある薬物を飲まないこと。

- (6) 出航前にあらかじめ、緊急時における避難方法、救命器具の使い方、関係機関への連絡方法等を船長と打ち合わせ確認すること。
- 三、遊漁場においては次のことを守ること。
- (1) できるだけ単独行動はしないこと。
- (2) 夜間における船づりはしないこと。
- (3) 天候には十分注意をはらい悪化の兆しがあるときは直ちに切り上げる。
- (4) 関係法令により遊漁を禁止、又は制限されている水域や期間及び遊漁方法の制限等をよく確かめ、水産資源の保護に努めるとともに漁具、漁船及び敷設中

- (4) の養殖施設を損傷する等漁業者の権利を侵害しないこと。
- 食べくず、空きかん、空ビン等のごみ及び不用となったエサは周囲に捨てずに持ち帰る等適切に処理し、快適な遊漁環境の維持に努めること。
- 四、車を運転して遊漁に出かける者は、次のことに注意すること
- (1) 無理のない、ゆとりのある計画を立てること。
- (2) 疲れ、眠気を催したら、すぐ待避場所等安全な場所で適時休憩すること。
- (3) スピードの出しすぎや、無理な追越しは絶対しないこと。
- (4) 飲酒運転は絶対しないこと。
- (5) シートベルトは全員必ず着装すること。
- (6) 空かん、空ビン等のごみは、車外に捨てずに持ち帰るなど、適切に処理すること。

ご 寄 付

ありがとうございますございました

▼香典返しを廃して

●社会福祉協議会へ

(亡妻時子さん)

富武士

(亡母のくさん)

永代町

(亡父智さん)

仁 倉

栄老人クラブへ

(亡夫久一さん)

栄

●若佐老人クラブへ

(亡父丑治さん)

宮前町

●仁倉老人クラブへ

(亡父智さん)

仁 倉

●栃木老人クラブへ

(亡父文三さん)

栃 木

●共立老人クラブへ

(亡妻みつさん)

共 立

●栃木自治会へ

(亡父文三さん)

栃 木

●北婦人部へ

(亡母つやさん)

北

▼全快祝を廃して

●社会福祉協議会へ

山口 茂さん

▼その他

●社会福祉協議会へ

佐呂間町商工婦人部

佐呂間 医院 職員会

佐呂間 二六町町内会

白滝村 金子 庫男さん

●特別養護老人ホームへ

中標津町 竹村 昇さん

大成 三浦 静さん

永代町 大沢 繁一さん

鳴中 文雄さん

日本専売公社北見営業所

私たちのまち

人 口	8,671 (前月比 -15)
男	4,221 (-6)
女	4,450 (-9)
世帯数	2,598 (-1)

5月30日現在